

出雲市水道事業及び下水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務公募型プロポーザル方式に関する質問回答一覧表（第1回）

No.	該当箇所		質問内容	回答
	資料名	項目		
1	実施要領	1 業務概要	(5) 「月額基本委託料の支払いは令和4年2月分（実際の収納代行業務の開始1月前）からとする。」について質問です。 弊社では月額基本委託料のご請求を、実際の収納が発生した月（厳密には、月初～月末の間で1件以上確報データが配信された月）に行っています。仮に3月に業務本番開始の場合は、月額基本委託料の最初のご請求書発送は4月初旬予定となります。 2月中はまだ準備中で、収納＝確報データが発生しないかと思いますが、この場合は月額基本委託料のご請求もなしとなります。 上記にて問題なしの認識で、差し支えございませんでしょうか？	貴社の認識で差し支えありませんが、最優秀提案事業者との契約締結時の交渉によって決定します。
2		8 企画提案書及び見積書の提出	(3) 見積書（様式8）については、正本副本といった区別はなく、原本1部を正本と同時送付する形で差し支えございませんでしょうか？	見積書は、原本1部のみ提出してください。 なお、企画提案書と同時に送付されても差し支えありません。
3	仕様書	2. 収納代行事業者の要件	(8) 「（8）各コンビニの倒産リスクを回避するための対策をとっていること。」については、弊社ではコンビニ本部様・スマートフォン決済提供会社様の各社の経営状況を年1回程度確認し、懸念の高い先については一切の収納を停止することで未然に防ぐ対応を行います。こちらで差し支えございませんでしょうか。	貴社において、各コンビニ等の倒産リスクを回避する何らかの対策を講じられているのであれば、「収納代行事業者の要件」としては、差し支えありません。

出雲市水道事業及び下水道事業コンビニエンスストア収納及びスマートフォン決済収納代行業務公募型プロポーザル方式に関する質問回答一覧表（第1回）

No.	該当箇所		質問内容	回答	
	資料名	項目			
4	仕様書	4. 収納代行業務に係る取扱手数料	(2)	「カ」について、弊社では払込まで完了した件数ではなく、当月中に送付された確報データ件数に基づき算定しています。「払込完了時点」をベースにした場合、実際には確報データ送付→払込までに3営業日の時差があるため、月末～月初付近の取扱いについて線引きが難しくなるためとなります。	確報データ件数に基づき算定することとします。
5		10. データの伝送仕様	(1)	伝送フォーマットは流通システム開発センター様準拠のもと、収納代行事業者によって仕様が異なりますが、弊社標準のフォーマットの量も可能の認識でよろしいでしょうか。 同様に、「バーコード仕様」も弊社標準仕様にて差し支えございませんでしょうか？	お見込みのとおりです。
6		18. 損害賠償	(1)	弊社は、コンビニ本部様・スマートフォン決済提供会社様のいずれの間にも資本や人的関係がないため、倒産・破綻といった先方事由によって発生する損害賠償については、免責とさせていただいています。懸念の高い先については収納事務を打ち切ることによって事前に防ぐ対応を行います。この方法にて代替し、(1)の削除ご検討は可能でしょうか。	実施要領11-(2)に基づき、最優秀提案事業者との契約締結時の交渉事項ですので、交渉結果によっては、内容及び表現を見直す場合があります。
7		20. 収納代行業務開始までの準備業務	(4)	通常、ゆうちょ銀行様と地方公共団体が直接行っていますので、この方法にてお願いできますでしょうか。	ゆうちょ銀行との調整は、本事業が行うこととします。